

国民健康保険制度の安定的な運用に関する意見書

国民健康保険制度は皆保険制度を支える重要な社会保障制度である。国民健康保険制度は、制度当初から保険税（料）の負担のみでまかなう制度設計ではない。

制度開始時には7割を占めていた自営業者・農林水産業者であった被保険者の構成が、近年は年金生活者と被用者で8割を占める構造に変容しており、全国的にも、東村山市においても高齢化も大きな課題となっている。

こうした中、国保財政基盤の強化のためとして、平成30年度制度改革以降公費340億円の財政支援が実施されているが、現下の物価高騰を鑑みても払いきれぬ国保料（税）の設定を行うための財源としては不十分と言わざるを得ない。

全国市長会からも国保制度に関する重点提言も提案されている通りである。

よって、東村山市議会は、東京都及び政府に対し以下を求めるものである。

- 1 平成30年より実施されてきた公費340億円の財政支援を拡充すること
- 2 国庫負担割合の引上げ等国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること
- 3 低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること
- 4 普通調整交付金を見直しせずに財源措置の拡充をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月5日

東村山市議会議員 小町明夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣
厚生労働大臣
東京都知事